令和３年３月作成

架空請求ハガキの相談が急増しています！

国民生活センターのような名称をかたり、「未納料がある」「訴訟提起された」などの文言で消費者の不安をあおり金銭を騙し取ろうとする架空請求ハガキの相談が急増しています。

■事例

国の相談窓口のような名称のところから、訪問販売で未払いがあり未納料又は契約不履行により訴訟提起されたと記載されたハガキが届いた。店名、商品名、金額等の記載もない。コロナ対策のために至急連絡するように書かれている。

⚠ 裁判の通知がハガキで届くことはありません

裁判所からの正式な訴状は、裁判所の名前入りの封書で、郵便局員が直接本人に手渡すのが原則です。

【架空請求ハガキの特徴】

- ○ 公的機関であるかのような名称を使用
- ○「訴訟」などの脅し文句で消費者を焦らせる
- ○「至急連絡」など時間的余裕を与えない
- ○ 本人から連絡させようとする

＜対処法＞

✔ 絶対に連絡しない

連絡すると消費者にお金を支払わせようとしたり、消費者から個人情報を得ようとしたりするので、このようなハガキが届いても無視してください。

✔ 不安を感じたらすぐ相談

身に覚えのない請求などで、不安を感じたときは記載されている連絡先には電話をせず、すぐに消費生活センターまでご相談ください。

＜実際に届いたはがき＞

確認通知書

令和3年 3月[redacted]日　管理番号 ([redacted]) 第[redacted]号

この度ご通知致しましたのは、貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料又は、契約不履行による当該会社が管轄裁判所に訴訟提起された事を報告致します。

当該会社、訴訟内容につきましては担当職員に管理番号をお伝え下さい。国民生活相談センターは訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願いしております。

尚、再三にわたる呼び出しに応じないで裁判を放置していた方が執行官立会いのもと、給料や財産を差押さえられる事例がありますので十分ご注意ください。

※　至急連絡をください。このままご連絡無き場合は、裁判の日程を決定する執行が執り行われます。

コロナウィルス感染症対策のため至急連絡をください。

（土・日・祭日を除く）　9:00～17:00

〒105-0023 東京都港区[redacted]

相談窓口　03-[redacted]

独立行政法人　国民生活相談センター

※ 困った時は，ひとりで悩まず，まず相談！

福岡市消費生活センター相談コーナー　（相談無料・秘密厳守）

相談専用電話　092－781－0999

☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配付などにお使いください。